

建設環境委員長報告

令和3年2月定例会

建設環境委員長報告をいたします。

建設環境委員会に付託されました議案の審査結果等について報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、「令和3年度島根県一般会計予算」など予算案19件、「島根県手数料条例の一部を改正する条例」など条例案6件、「契約の締結について」など一般事件案5件であります。

これらの議案について、執行部に説明を求め、慎重に審査いたしました結果、第6号議案及び第23号議案の予算案2件については賛成多数により、また、その他の議案については全会一致をもって、原案どおり可決すべきとの審査結果でありました。

全会一致とならなかった議案のうち、第6号議案「令和3年度島根県一般会計予算」については、公平性の観点から、同和関係団体についてのみ行っている運営費補助はやめるべきである。松江北道路については、住民の理解と納得を得る必要があることや、減災・防災事業や河川改修事業に予算や人員を振り向けるべきである等の理由から反対であるとの意見がありました。

また、第23号議案「令和3年度島根県水道事業会計予算」については、水道料金の受益者負担を軽減するため、一般会計からの繰り入れなど、政策的な対応が必要であるとの理由から反対であるとの意見がありました。

議論を経て、最終的には挙手による採決を行ったところ、いずれの議案も賛成多数により、原案どおり可決すべきとの審査結果でありました。

次に、議案の審査過程における執行部からの説明、委員からの質疑、意見等のうち主なものについて報告いたします。

第6号議案「令和3年度島根県一般会計予算」についてであります。

まず、オリンピック・パラリンピック競技大会レガシー（遺産）創出事業費について、委員から、離島における聖火リレー経費については、金額の多少にかかわらず、組織委員会が負担すべきである。しっかり島根県の考えを主張すべきとの意見がありました。

次に、海岸漂着ごみ等の回収・処理対策事業費について、委員から、ボランティアの皆さまは、地域の海岸をきれいにしようとの思いで参加されている。地域の思いや痛みを酌んだ予算措置をしてほしいとの意見がありました。

また、別の委員からは、地域の住民に対し、漂着ゴミの回収計画や回収時期について、丁寧な広報をしてほしい。回収に要する経費については、国に対し予算措置するよう強く求めてほしいとの要望がありました。

次に、江の川治水対策について、委員から、土地の嵩上げや集団移転に係る受益者負担は大変重いものとなることから、国に対し、受益者負担軽減に向けた働きかけ及び、集団移転に係る戸数要件の緩和を行ってほしいとの要望がありました。

次に、請願の審査結果について報告いたします。

このたび新規に提出された請願第23号は、風力発電所建設計画において、地元の意見がきちんと反映されるよう、環境アセスメント等の事前手続きのあり方について、抜本的な見直しを行うことについての要望であり、国に意見書の提出を求めるものであります。本請願については、再生可能エネルギーの推進については十分理解しているが、地域の理解を得ることなどを求める知事意見が、建設計画に反映される制度になっていないことから、地元住民の意見が十分計画に反映されるよう求めるべきとの意見があり、全会一致を持って「採択」とすべきとの審査結果でありました。

なお、委員から、本請願は、環境アセスメントの手続きのあり方についての要望であるが、いわゆる国の指針についても、想定を大幅に超える大型の設備の建設や一部の地域に集中することによる累積的影響などの懸念もあることから、県としても指針の見直し等を国に強く求めてほしいとの意見もありました。

この請願にかかる意見書については、後ほど平谷議員から提案理由を説明いたしますので、ご賛同いただきますようお願いいたします。

また、同じく新規に提出された請願第24号は、悪質な販売預託商法を禁止し、詐欺的な定期購入商法などの規制を強化するため、所要の法律改正を行うよう、意見書の提出を求めるものであります。本請願については、国において関係法令の改正に向けた手続きが進んでおり、スピード感を持った対応を求めることは当然であるとの意見があり、全会一致を持って「採択」とすべきとの審査結果でありました。

なお、この請願にかかる意見書については、後ほど高見議員から提案理由を説明いたしますので、ご賛同いただきますようお願いいたします。

次に、報告事項など所管事項調査における質疑、意見等のうち主なものについて申し上げます。

環境生活部所管事項についてであります。

執行部から説明のありました「島根県競技力向上基本計画について」では、委員から、少子化が進む中で、団体競技における選手確保が難しくなっているのを、しっかり対策を講じてほしい。また、指導者育成については、県内に就職先がなく、帰って来たくても帰れない事情があるので、他部局と連携を密にし、優秀な指導者の確保に

努めてほしいとの要望があり、執行部からは、運動する子どもを増やす取り組みを行った上で、徐々に競技性を取り入れ、選手の育成や競技力の向上につなげる等の工夫が必要と考えている。また、指導者の確保については、競技力向上対策本部に経済界も参画していることから、就職先の確保等への対策についても議論をし、引き続き努力するとの回答がありました。

最後に、本委員会では、昨年度から「減災・防災のしまねづくりについて」をテーマに、現地調査を含め調査活動を行ってまいりました。その結果を報告いたします。

近年を振り返りますと、平成30年は、県西部を震源とする地震や7月豪雨などの災害が連続し、県民生活に大きな影響を与えました。そして令和2年7月豪雨では、平成30年に続き、江の川の無堤防区間等において、再び甚大な浸水被害が発生しました。

県内では、土砂災害対策や河川改修、道路法面の落石対策など、県民の安全・安心を確保するための事業において、未改修箇所がまだ多く残されており、減災・防災対策を進める上で、これらの早期事業化が望まれているところであります。

そこで本委員会では、減災・防災対策として整備を進められている事業箇所などについて調査を行いました。

まず、治水安全度の抜本的な向上を図るための治水ダムの状況であります。

江の川水系一級河川の都治川上流、江津市波積町に建設中の「波積ダム」は、昭和48年度に事業実施計画に着手し、昨年度、ようやくダム本体の建設工事が始まりしました。完成すれば、上流から流れてくる水の最大約80%をダムに貯めることで、下流の都治川沿岸流域の水害を防除することが可能となります。

同じく江の川水系一級河川の八戸川上流、江津市桜江町にある「八戸ダム」では、令和2年7月豪雨の際、予備放流・洪水調節を実施し、八戸川下流の水位観測所における水位を約45センチ低減させることができました。

都治川、八戸川ともに、下流域ではバックウォーター現象による浸水被害が発生しましたが、もし八戸ダムがなければ、その被害はさらに大きなものとなっていたと思われます。波積ダムの竣工は令和3年度の予定ですが、一日も早い完成が待たれるところです。

次に、近年の豪雨災害等に対する復旧対策の状況であります。

福島県では、平成30年7月豪雨災害を受け、本県同様、ハード・ソフト両面から国土強靱化のための緊急対策を実施していますが、被災直後の平成30年9月、国の対策を待つことなく立ち上げられた県単独事業では、もともと計画されていた河川

改修事業を前倒しし、河口合流部の堆砂によるバックウォーター現象に対応するための「河道掘削」、流木被害を予防するための「伐木」、越水に強い堤防とするための、天端舗装による「堤防強化」などの対策を実施されていました。

一方、県内で被害の一番大きかった江の川の堤防整備率は、広島県側が69%に対し島根県側は15%と、大きく遅れています。

支川の一つである八戸川の災害関連現場は、「越水させない原形復旧」という特殊な災害復旧を適用し、関連地域一帯を整備中であり、築堤は令和3年の出水期までに終了する予定ですが、地域住民からは、水位監視カメラの設置や、築堤による新たな内水の想定などの情報共有が求められています。

そのほかの被災地についても、築堤等の治水対策事業の早期着手、早期完了が強く望まれています。

次に、地域住民とともに取り組む防災・減災のソフト対策の状況であります。

江津市、川本町、美郷町、邑南町の4市町を調査いたしましたところ、いずれの市町においても、実動型防災訓練の実施、自主防災組織の充実と防災意識の啓発、防災士の育成・活用など、地域住民と一体となったソフト対策に取り組まれました。

美郷町港地区では、国の防災集団移転促進事業を活用し住民が集団で移転することを検討されており、令和5年度の移転開始を目指すこととされています。住民は住み慣れた地区内での移転を希望しておられます。具体的な移転場所の決定にあたっては、住民の合意形成をどう進め、経済的な負担をどれだけ軽減できるかが課題であります。

邑南町では、各自主防災組織に2～3名ずつ防災士を育成し、役員とともに、組織の育成・強化を図ってもらう取組や、夜間に「警戒レベル3、避難準備・高齢者等避難開始」以上の発令が想定される場合、その日の午後3時までに町独自の「避難予報」を発令し、住民に周知する取組を実施されています。

江津市や川本町では、避難所に至る道路、あるいは避難所自体が水没し、住民避難に支障が生じた実体験から、地域住民と一緒に避難所の指定を見直し、より安全に、確実に避難できる建物を新たな避難所とされました。

治水に関する県内全域の動きとしては、昨年度から今年度にかけて、国と県が管理する河川に関し、水系内の全てのダム管理者・利水者・河川管理者が治水協力を約束する「治水協定」が締結されました。

また、国は今年度から、これまで進めてきた「水防災意識社会」の再構築の取組をさらに一歩進め、あらゆる関係者が協働して、流域全体で対応する「流域治水」へと舵を切りました。

平成30年7月豪雨と令和2年7月豪雨では、いずれも、江の川の堤防未整備区間

において甚大な浸水被害が発生しています。わずか2年の間に2度の浸水被害をうけた住民も数多くおり、将来生活への展望に大きな不安を抱えています。

限られた予算、人員のなかで、必要な治水事業を早期に実現するためには、関係機関、市町村、地域住民としっかり情報共有を図り、特に住民の思いを受け止め、意見をよく聞いた上で、取組を進めることが重要であります。

以上のような認識のもと、調査結果を踏まえ、以下3項目を要望するものであります。

- ①平成30年、令和2年と引き続いて発生した江の川流域の浸水被害を抜本的に解消するため、国に対し、築堤等の治水対策を早急に進めるよう強く求めること。
併せて、県が行う河川整備をはじめ、県管理河川における各種ソフト対策など、できる限りの対策を進めること。
- ②江の川流域の治水対策事業の実施にあたっては、地元住民の意向を十分に調査すること。
その上で、防災集団移転のような市町村事業、または国直轄事業の実施に当たっては、住民の意向にできるだけ沿う形で対策を講じられるよう、県としてもできる限りの支援を行うこと。
- ③激甚化する自然災害に備え、住民の速やかな避難行動に確実につながるソフト対策が求められる。県においては、より一層、関連する部局間での連携、また市町村との連携を強め、更なる警戒避難体制の充実・強化を図るよう努めること。

以上が、本委員会の調査テーマに関する調査結果の報告であります。

以上、建設環境委員会における審査の概要等を申し述べ、委員長報告といたします。